

## 参考資料 2

### 東京都若年がん患者生殖機能温存治療費助成金交付要綱

令和 3 年 月 日 2 福保医政第 号

#### 第 1 目的

この要綱は、将来、子供を産み育てることを希望する小児、思春期・若年のがん患者（以下「患者」という。）に対して、がん治療に際して行う生殖機能温存治療等（以下「温存治療等」という。）に係る費用を助成することにより、患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう支援することを目的とする。

#### 第 2 助成の範囲

この要綱による助成の対象となる費用は次の各号に掲げる治療等に際して発生する費用とする。

なお、2以上の項目について助成を受けることを妨げない。

- 1 生殖機能が低下し、又は失うおそれのあるがん治療に際して行われる、精子、卵子又は卵巢組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為
- 2 1の医療行為により凍結した精子、卵子、卵巢組織又は胚（受精卵）の凍結保存を継続する行為
- 3 1の医療行為により凍結した精子又は卵子を融解し、患者の配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の卵子又は精子と受精させ、生じた胚（受精卵）を患者本人又はその配偶者の子宮に移植し妊娠の確認を行うまでの一連の医療行為
- 4 1の医療行為により凍結した胚（受精卵）を患者本人又はその配偶者の子宮に移植し妊娠の確認を行うまでの一連の医療行為
- 5 1の医療行為により凍結した卵巢組織を患者本人に再移植する医療行為
- 6 5の医療行為の後に実施する患者本人及びその配偶者の精子又は卵子を採取し受精させ、生じた胚（受精卵）を患者本人またはその配偶者の子宮に移植し妊娠の確認を行うまでの一連の医療行為

また、治療等の一環として精子を精巣等から採取するための手術を伴う場合、その術式は精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）又は精巣内精子吸引採取法（TESA）に限る。

#### 第 3 対象者

この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

## 参考資料 2

- 1 東京都の区域内に住所を有する者
- 2 最新版の「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン（一般社団法人日本癌治療学会編。以下「ガイドライン」という。）」に基づき、がん治療により生殖機能が低下し、又は失うおそれがあると医師に診断された者
- 3 助成を受けようとする治療等の開始日における年齢が満40歳未満の者。  
ただし、第2に掲げる治療等のうち第3号から第6号までに掲げる治療等に要する費用について助成を受けようとする場合にあっては、治療等の開始日における年齢が満43歳未満の者。
- 4 別表に定める医療機関において温存治療等を受けた者
- 5 助成を受けようとする治療等について、治療期間を同じくして他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けていない者

### 第4 対象経費

この要綱による助成の対象となる経費は、以下の通りとする。

ただし、入院費、入院時の食事等治療に直接関係のない費用及び申請者が東京都の区域外に住所を有する間に受けた治療に要する費用は対象外とする。

なお、助成を受けようとする温存治療の実施について、がん治療の主治医及び温存治療等の主治医の双方の同意が得られない場合は、助成の対象としない。

- 1 第2に掲げる治療等のうち第1号及び第2号に掲げる治療等に要する経費  
ガイドラインにおける推奨グレードがA、B又はC1である温存治療に要する経費のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならない経費
- 2 第2に掲げる治療等のうち第3号から第6号までに掲げる治療等に要する経費  
体外受精及び顕微授精  
ただし、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く。）を含む。

### 第5 助成の内容

知事は、対象者が医療機関に支払った経費について、別表に定める額の範囲内で当該対象者に対し助成する。

ただし、対象者1人につき別表に定める回数を限度として助成する。

### 第6 申請

この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める場合を除き、第2に掲げる治療等の種類により、以下の各項の規定に従って、知事に申請しなければならない。

## 参考資料 2

### 1 第2に掲げる治療のうち第1号に掲げる治療

申請者は、温存治療終了後、温存治療が終了した日の属する年度内に若年がん患者生殖機能温存治療費助成申請書（生殖機能温存治療分）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

なお、第4号に掲げる書類については、精子を精巣等から採取するための手術に要する経費について助成を受けようとする場合のみ、添付するものとする。

- (1) 若年がん患者生殖機能温存治療実施証明書（生殖機能温存治療分）（別記第2号様式）
- (2) 若年がん患者生殖機能温存治療受診等証明書（生殖機能温存治療分）（別記第3号様式）
- (3) 若年がん患者生殖機能温存治療費助成申請についての同意書（別記第4号様式）
- (4) 精巣内精子生検採取法等受診等証明書（別記第5号様式）
- (5) 住民票の写しその他住所を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認めた書類

### 2 第2に掲げる治療のうち第2号から第6号までに掲げる治療

申請者は、一の連続する妊娠のための治療終了後（第2号に掲げる費用のみを申請する場合にあっては、助成対象とする凍結期間の終了後）、一の連続する妊娠のための治療が終了した日の属する年度内に若年がん患者生殖機能温存治療費助成申請書（妊娠のための治療分）（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

なお、第3号に掲げる書類については、精子を精巣等から採取するための手術に要する経費について助成を受けようとする場合のみ、第4号に掲げる書類については、第2に掲げる治療のうち第5号に掲げる治療以外の治療等について助成を受けようとする場合のみ、添付するものとする。

- (1) 若年がん患者生殖機能温存治療実施証明書（妊娠のための治療分）（別記第7号様式）
- (2) 若年がん患者生殖機能温存治療受診等証明書（妊娠のための治療分）（別記第8号様式）
- (3) 精巣内精子生検採取法等受診等証明書（別記第5号様式）
- (4) 婚姻の届出をしている夫婦であること及び婚姻の日を証明する書類又は他に法律上の配偶者がいないことを証明する書類
- (5) 住民票の写しその他住所を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認めた書類

## 第7 審査及び結果の通知

知事は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を申請者に通

## 参考資料 2

知するものとする。

### 第 8 助成金の支払

知事は、第 7 の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やかに助成する額を申請者に支払うものとする。

### 第 9 医療費等の返還

知事は、偽りその他不正の手段により医療費等の助成を受けた者がいるとき、又は支払後に過誤額が確認されたときは、その者から当該医療費等助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

### 第 10 事業の委託

知事は、この事業に関する事務の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

### 第 11 実施細目

知事は、この要綱に定めるもののほか、医療費等助成の実施に関して必要な細目を定めることができる。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に終了した治療等について適用する。

## 参考資料 2

別表 1 (第 3 関係)

助成対象医療機関

凍結組織	医療機関
卵子	公益社団法人日本産科婦人科学会「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設」
卵巣組織	
胚（受精卵）	
精子	がん治療の主治医から紹介を受けた医療機関

別表 2 - 1 (第 5 関係)

助成上限額及び助成上限回数 (第 2 に掲げる治療等のうち第 1 号に関する助成)

凍結組織	上限額	上限回数
精子 (手術を伴う場合)	5 万円 (30 万円)	申請者 1 人当たり 1 回
卵子	30 万円	
卵巣組織	70 万円	
胚（受精卵）	40 万円	

※ 上記の上限額には、凍結後 1 年間の保管費用を含む。

別表 2 - 2 (第 5 関係)

助成上限額及び助成上限回数 (第 2 に掲げる治療等のうち第 2 号に関する助成)

凍結組織	上限額	上限回数
精子	1 年につき 3 万円	患者の年齢が 43 歳に達するか、又は第 2 に掲げる治療等のうち第 3 号から第 6 号までに掲げる治療等にかかる助成を通算 6 回受けるまでのいずれか早い方まで
卵子		
卵巣組織		
胚（受精卵）		

別表 2 - 3 (第 5 号関係)

助成上限額及び助成上限回数

(第 2 に掲げる治療等のうち第 3 号、第 4 号又は第 6 号に関する助成)

凍結組織	上限額 (1 回あたり)	上限回数
精子	40 万円	申請者 1 人当たり 6 回 (1 子ごと) (ただし、患者及びその配偶者の年齢が 40 歳を超える場合は、3 回)
卵子	20 万円	
卵巣組織	40 万円	
胚（受精卵）	10 万円	

## 参考資料 2

別表 2 - 4 (第 5 号関係)

助成上限額及び助成上限回数

(第 2 に掲げる治療等のうち第 5 号に関する助成)

凍結組織	上限額	上限回数
卵巣組織	60万円	申請者1人当たり1回